

総務大臣からいずれの種別の電気通信番号の指定を受けていない電気通信事業者による電気通信番号使用計画の作成等に関する手引き（概要）

本解説は、総務大臣からいずれの種別の電気通信番号の指定を受けていない電気通信事業者による電気通信番号使用計画の作成等について、参考となり得る情報を記載したものです。今後も必要に応じ修正・追加を行います。なお、本解説は、電気通信事業法等電気通信番号関係法令やその解釈に何ら変更を加えるものではありません。

1. 対象事業者

- 総務大臣からいずれの種別の電気通信番号の指定を受けない電気通信事業者

2. 必要な手続き

必要な手続きは、みなし認定の対象となる者とみなし認定の対象とならない者で異なります。みなし認定の対象となるかならないかは、3により判断します。

- みなし認定の対象となる者

(1) 標準電気通信番号使用計画（令和元年総務省告示第7号）別表第1又は第2を使用した電気通信番号使用計画の作成*（サービス開始時）

* 作成した電気通信番号使用計画について総務省への提出等は不要ですが、保管するとともに、その内容の遵守が必要です。

(2) *電気通信番号使用状況の報告（毎年1回）

手引き6（利用者設備識別番号の指定を受けておらず電気通信番号使用計画のみなし認定の対象となる事業者による報告に関する手引き）のとおり。

- みなし認定の対象とならない者

手引き1（認定を受ける必要がある電気通信番号使用計画の作成等に関する手引き）のとおり。

3. みなし認定の対象について

(1) みなし認定の制度

一定の要件を満たす電気通信事業者が、総務大臣が定めた標準電気通信番号使用計画と同一の電気通信番号使用計画を作成したときは、その電気通信番号使用計画は、総務大臣の認定を受けたものとみなされます（＝「みなし認定」の対象となります）。

(2) みなし認定の対象となる要件

① 次のアからエまでのいずれにも該当する電気通信事業者がみなし認定の対象となり得ます。

ア 当該電気通信事業者が、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第5

0条の3各号のいずれにも該当しないこと。

イ 当該電気通信事業者により電気通信番号を使用して提供される電気通信役務が、他の電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けて提供されるものであること。

ウ 当該電気通信事業者が、いずれの種別の電気通信番号についても指定を受けないこと。

エ 当該電気通信事業者が、固定電話番号を使用する電話転送役務を提供する電気通信事業者でないこと（卸電気通信役務の提供を受けて電話転送役務を提供する場合であって、卸電気通信役務を提供する電気通信事業者（以下「卸元事業者」といいます。）の当該卸電気通信役務をそのまま再販する場合（卸元事業者の電話転送役務を単純再販する場合）における電気通信事業者を除く。）。

② ①でみなし認定の対象となり得るとされる電気通信事業者は、次の表の区分に応じて、みなし認定の対象となるか否か、みなし認定の対象となる場合に用いる標準電気通信番号使用計画の様式が判断されます。

使用する電気通信番号		判断基準	判断結果
		「電気通信役務の内容」「電気通信番号の使用に必要となる電気通信設備の構成図」が卸元事業者のものと異なるか否か	みなし認定の対象となるか、用いるべき標準電気通信番号使用計画の様式は何か
利用者設備識別番号	固定電話番号、データ伝送携帯電話番号、音声伝送携帯電話番号、特定IP電話番号、IMSI	異なる	○（対象となる） → 様式は別表第1
		異なる	○（対象となる） → 様式は別表第2
事業者設備等識別番号	付加的役務電話番号、無線呼出番号、FMC電話番号、特定接続電話番号	異なる	○（対象となる） → 様式は別表第1
事業者設備等識別番号	事業者設備識別番号、国際信号局識別番号、データ通信設備識別番号、メッセージ交換設備識別番号	異なる	×（対象とならない） → 電気通信番号使用計画の認定が必要（手引き1を参照）
		—	○（対象となる） → 固定電話番号、音声伝送携帯電話番号又は特定IP電話番号と併せて作成する。

※ 電気通信番号使用計画の作成は、電気通信番号の種別ごとに必要です。

(3) みなし認定の対象となるか否かの判断基準

① 「電気通信役務の内容が卸元事業者のものと異なるか否か」

「電気通信役務の内容が卸元事業者のものと異なるか否か」とは、当該電気通信事業者により電気通信番号を使用して提供される電気通信役務の内容が、卸元である電気通信事業者から提供される卸電気通信役務のものと異なるか否か、との趣旨です。

これについては、基本的に、電気通信番号使用計画（令和元年総務省告示第6号）の第3の表（利用者設備識別番号）及び第4の表（事業者設備等識別番号）の「電気通信番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容」における電気通信役務の内容に照らして異なるか否かにより判断します。

例外として、

- ・ 付加的役務電話番号及び付加役務識別番号については、電気通信番号計画別表第2及び第3に記載されている電気通信番号に応じた機能に照らして、
 - ・ 特定接続電話番号及び事業者設備識別番号については、電気通信事業法施行規則様式第4の表の区分に照らして、
- 当該電気通信事業者の電気通信役務の内容が卸元事業者から提供される卸電気通信役務の内容と異なるか否かを判断し、
- ・ IMSIについては全ての場合において異ならないと判断します。

<全体像>

使用する電気通信番号	電気通信役務の内容が異なるかの判断の基礎となる電気通信役務
固定電話番号	固定電話
付加的役務電話番号	電気通信番号計画別表第2に記載の機能
データ伝送携帯電話番号	移動データ伝送
音声伝送携帯電話番号	移動電話役務
無線呼出番号	無線呼出
特定IP電話番号	IP電話（固定電話番号を使用するものを除く）
FMC電話番号	FMC
特定接続電話番号	施行規則様式第4の区分
IMSI	全ての場合において異ならないと判断
事業者設備識別番号	施行規則様式第4の区分
付加的役務識別番号	電気通信番号計画別表第3に記載の機能
緊急通報番号	緊急通報

② 「電気通信番号の使用に必要となる電気通信設備の構成図が卸元電気通信事業者のものと異なるか否か」

「電気通信番号の使用に必要となる電気通信設備の構成図が卸元電気通信事業者のものと異なるか否か」とは、当該電気通信事業者による電気通信番号の使用に必要となる電気通信番号の構成図が、卸元事業者のものと異なるか否か、との趣旨です。

卸元事業者の電話転送役務を単純再販する場合のように、当該電気通信事業者の電気通信役務の全部又は一部が卸元事業者のものと同じである場合は、電

気通信設備の構成図も同様であると判断できる一方で、当該電気通信事業者が、卸元事業者が提供していないネットワーク上の機能や電気通信役務を提供するために独自に電気通信設備（例：SIPサーバー）を設置する場合は「卸元事業者のものと異なる」こととなります。電話転送役務において、卸元事業者が提供する電気通信役務とは別に、電気通信設備を設置して独自に電話転送役務を提供する場合にも「卸元事業者のものと異なる」ことに当たります。

総務大臣からいずれの種別の電気通信番号の指定を受けていない電気通信事業者による電気通信番号使用計画の作成等に関する手引き

本解説は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第50条の2第3項に基づき、標準電気通信番号使用計画と同一の電気通信番号使用計画を作成し、当該電気通信番号使用計画について同条第1項の認定を受けたとみなされる（みなし認定を受ける）ために必要となる、標準電気通信番号使用計画（令和元年総務省告示第7号）の別表第1又は第2を使用した電気通信番号使用計画の作成に資することを目的に、参考となり得る情報を記載したものです。このため、必要に応じ、本解説は修正・追加を行います。

なお、本解説は、標準電気通信番号使用計画を含む電気通信事業法等電気通信番号関係法令等やその解釈に何ら変更を加えるものではありません。

1. 全般的留意事項

【卸元事業者の電気通信番号使用計画について】

- ① みなし認定を受けることを目的として標準電気通信番号使用計画と同一の電気通信番号使用計画を作成する電気通信事業者に対し、法その他電気通信番号関係規定は、卸電気通信役務を提供する電気通信事業者（以下「卸元事業者」といいます。）が作成する電気通信番号使用計画の閲覧を求めています。また、卸元事業者に対しても、電気通信番号使用計画の開示を義務づけていません。
- ② これは、卸元事業者が作成する電気通信番号使用計画を閲覧できない場合であっても、卸先事業者が標準電気通信番号使用計画と同一の電気通信番号使用計画を作成することが可能であるためです。しかし、これは卸元事業者が卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者（以下「卸先事業者」といいます。）に対する情報提供を行わないことを推奨するものではありません。

【電話転送役務について】

- ③ 固定電話番号を使用して電話転送役務を提供している電気通信事業者は、その提供する電話転送役務が卸元事業者の電話転送役務の単純再販でない限り、みなし認定を受けることはできません。

2. 標準電気通信番号使用計画 別表第1の解説

①全般的事項

【様式について】

- 別表第1における空欄に、電気通信番号使用計画を作成する者が適切な内容を記載すべき箇所について、当該空欄に全てを記載することが困難である場合は、当該空欄を拡張して全てを記載する方法によることで差し支えありません。

②様式の解説

1 電気通信番号の使用に関する事項

- (1) 電気通信番号の使用に当たっては、電気通信番号計画に定める電気通信番号の使用に関する基本的事項を遵守します。
- (2) 電気通信番号の使用に当たっては、電気通信番号計画の定めに従い、電気通信番号⁽¹⁾ 他の電気通信事業者が指定を受けた電気通信番号を含みます。)をその種別に応じ適切に使用します。
- (3) 電気通信番号の使用に当たっては、⁽²⁾ 卸元事業者 (2 (1) に定める卸元事業者をいいます。) ⁽²⁾ が作成し、総務大臣の認定を受けた電気通信番号使用計画を遵守し、これに従います。

(1) 他の電気通信事業者が指定を受けた電気通信番号

例えば、MVNOから見た、MNOが指定を受けた電気通信番号が該当します。

(2) 卸元事業者が作成し、総務大臣の認定を受けた電気通信番号使用計画を遵守し、これに従います

本規定は、卸元事業者が認定を受けた電気通信番号使用計画の確認を求める規定ではなく、別表第1の2以降の規定を遵守し、従うことを確認するものです。

2 電気通信番号を使用して提供する電気通信役務の内容

- (1) 当社が提供する電気通信役務 (電話番号を使用するものに限り、以下「当社提供役務」といいます。)は、【】 (以下「卸元事業者」といいます。)から卸電気通信役務の提供を受けて提供するものです。
- (2) 当社提供役務は、⁽¹⁾ 電気通信番号の使用に関して、卸元事業者が提供する電気通信役務の全部又は一部と同一です。
- (3) 当社提供役務において使用する電気通信番号は、卸元事業者その他の電気通信事業者 (当社を除く。)が総務大臣から指定を受けた電気通信番号に限り、ます。
- (4) 当社提供役務に係る卸電気通信役務の提供を【】 (行います。 / 行いません。)

(1) 電気通信番号の使用に関して、卸元事業者が提供する電気通信役務の全部又は一部と同一

概要の「みなし認定の対象となるか否かの判断基準」①を参照。

4 電気通信番号の管理に関する事項

- (1) 卸元事業者が電気通信番号の管理を適切に行うことができるよう、卸元事業者から提供を受けて ⁽¹⁾ 当社が使用する電気通信番号を適切に管理します。
- (2) 卸電気通信役務の提供を行う場合は、⁽²⁾ その提供を受ける電気通信事業者及びその提供内容を把握するとともに、⁽³⁾ 当該電気通信事業者に対し電気通信番号を適切に管理するよう監督します。

(1) 当社が使用する電気通信番号を適切に管理

卸元事業者が運用する電気通信番号の管理を目的としたシステムを用いて卸元事業者の運用ポリシーに沿って電気通信番号を管理する場合は、それをもって足り、ます。

(2) その提供を受ける電気通信事業者及びその提供内容を把握

卸元事業者が提供する個別のサービス内容までを網羅的に把握する必要は必ずしもなく、電気通信番号の管理の観点で、少なくともどの電気通信事業者がどの種類の電気通信役務に使用しているかを把握すれば足り、ます。

- (3) 当該事業者に対し電気通信番号を適切に管理するよう監督
本項(1)と同様です。

5 電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項

- (1) 当社が使用する電気通信番号の使用に関する条件の確保に関しては、⁽¹⁾卸元事業者が使用する電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項と同一又はその範囲内です。
(2) 利用者が番号ポータビリティを利用できるようにするために、⁽²⁾卸元事業者及び卸電気通信役務の提供先と連携して必要な措置を講じます。

- (1) 卸元事業者が使用する電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項と同一又はその範囲内

電気通信番号計画第3の表、第4の表及び第5の表の電気通信番号の使用に関する条件の欄に記載されている電気通信番号の使用に関する条件について、卸元事業者と同一又はその範囲内であることを確認する規定です。電気通信番号計画の同表に記載の事項を遵守すれば、通常、卸元事業者と同一又はその範囲となります。

- (2) 卸元事業者及び卸電気通信役務の提供先と連携して必要な措置を講じます
利用者が番号ポータビリティを利用できる仕組みが確保されていれば足りります。

3. 標準電気通信番号使用計画 別表第2の解説

3 電気通信番号の使用に必要となる電気通信設備の構成図

3 電気通信番号の使用に必要となる電気通信設備の構成図

当社が電気通信番号を使用して電気通信役務を提供するに当たって必要となる電気通信設備は、⁽²⁾卸元事業者が電気通信番号を使用して電気通信役務を提供するに当たって必要となる電気通信設備【の全部又は一部と同一です。／と別紙のとおり異なります。】

- (1) 卸元事業者が電気通信番号を使用して電気通信役務を提供するに当たって必要となる電気通信設備【の全部又は一部と同一です。／と別紙のとおり異なります。】

概要の「みなし認定の対象となるか否かの判断基準」②を参照。

更新履歴

更新年月日	更新対象	更新内容
2020年4月1日	—	概要2.(2)に、手引き6(利用者設備識別番号の指定を受けておらず電気通信番号使用計画のみなし認定の対象となる事業者による報告に関する手引き)の記述を追加。その他技術的修正。
2019年10月11日	—	技術的修正 (用語の統一、表現の修正等)
2019年 9月30日	—	資料公開